

「指定居宅介護」契約書及び重要事項説明書

あなたに対する居宅介護提供開始にあたり、大分市の条例に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 温寿会
所 在 地	大分県大分市大字荏隈字庄の原 1798 番地
電 話 番 号	0 9 7 - 5 4 4 - 0 8 8 8
代表者氏名	理事長 井上 修二
設 立 年 月	平成 7 年 7 月 2 8 日

2. 利用施設

事業所の種類	指定居宅介護事業所 平成 15 年 4 月 1 日指定
事業所の名称 (事業所番号)	庄の原苑ホームヘルプステーション (4 4 1 0 1 0 0 2 9 3)
事業所の所在地	大分県大分市大字荏隈字庄の原 1798 番地
連 絡 先	電話番号 0 9 7 - 5 4 4 - 8 9 9 8 F A X 0 9 7 - 5 4 4 - 8 9 9 1
所 長	石井 宏治
サービスの実施地域	大分市
主たる対象者	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で、「身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者」の方。
開設年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	指定居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑の運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	ノーマライゼーション理念の普及・定着に向けて、利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供する。

4. サービスに係る事業所・設備等の概要

(1) 事業所・設備等

	部屋数	備 考
ホームヘルパーステーション	1室	洗面設備、相談室(他事業所兼用)

当事業所では、大分市の定める指定基準を遵守し以上の事業所・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況 (令和6年4月1日現在)

職 種	員数	常 勤		非常勤		備 考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1					
サービス提供責任者	3			1		
登録ヘルパー など	18			18		
事務員						

当事業所では、大分市の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービス、訪問介護等、介護保険のサービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：00～17：30）
サービス提供責任者	正規の勤務時間帯（8：00～17：30）
登録ヘルパー (常勤)	正規の勤務時間帯（8：00～17：30）
登録ヘルパー (非常勤)	勤務により、必要に応じて。
事務員	正規の勤務時間帯（8：00～17：30）

(イ) 営業日と営業時間等

営業日：月～土 8:00～17:30（国民の祝日・12月31日～1月3日は休業）

営業時間：月～土 8:00～17:30

サービス提供日時：月～日 8:00～18:00

（営業日外、時間外の場合はお客様との別途協議により対応します。

但し6：00～22：00）

6. サービス提供の内容

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡（床ずれ）防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。		

<サービスの概要>

全てのサービスは、「居宅介護計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス提供責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「居宅介護計画」の写しは利用者へ交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

<居宅介護の料金表>

利用時間	身体介護	家事援助	通院等(身体介護伴う)介助	通院等(身体介護伴わない)介助
30分未満	2,550円	1,050円	2,550円	1,050円
30分以上 45分未満	4,020円	1,520円	4,020円	1,960円
45分以上 1時間未満		1,960円		
1時間以上 1.25時間未満	5,840円	2,380円	5,840円	2,740円
1.25時間以上 1.5時間未満		2,740円		
1.5時間以上 1.75時間未満	6,660円	3,090円に15分毎に350円加算	6,660円	3,430円に30分毎に690円加算
1.75時間以上 2時間未満				
2時間以上 2.25時間未満	7,500円	3,090円に15分毎に350円加算	7,500円	
2.25時間以上 2.5時間未満				
2.5時間以上 2.75時間未満	8,330円	3,090円に15分毎に350円加算	8,330円	
2.75時間以上 3時間未満				
3時間以上	9,160円に30分毎に830円加算	3,090円に15分毎に350円加算	9,160円に30分毎に830円加算	

<各種加算について>

夜間・早朝加算 … 夜間(午後6時～午後10時まで)、早朝(午前6時～午前8時まで)において提供を行った場合は、上記の金額の25%相当

- を加算いたします。
- 初回加算 … 過去 2 ヶ月、当該事業所から指定居宅介護等の提供を受けていない場合、初回提供を行う月において 2,000 円（自己負担額 200 円）を加算いたします。
- 緊急時対応加算 … 居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護等(家事援助は含まれません)を、利用者の要請を受けてから 24 時間以内に行った場合において、1 回につき 1,000 円(自己負担額 100 円)を加算いたします。
- 福祉・介護職員処遇改善加算 … 当事業所は、福祉・介護職員処遇改善加算の該当事業所として申請しておりますので、ひと月の所定額に対して 30.7%を加算いたします。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) サービス利用にかかる実費負担となる料金

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費の対象ではありませんので、実費負担となります。

「通院等介助」において、ヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、利用料等が必要な場合。

※サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

・利用予定日の前日までに申し出が無かった場合 ・訪問して不在の場合	500円
--------------------------------------	------

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、利用料金の請求書を翌月15日までに書面により通知いたしますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所ヘルパーへ直接のお支払い

② 引き落とし、又は振込み

大分銀行賀来支店 口座番号 普通 5012270

口座名義 庄の原苑ホームヘルパーステーション

所長 石井 宏治

※但し手数料は利用者負担となります。

- (5) 事業者は、介護給付費の対象とならないサービスに要する費用を、物価の変動その他の理由により相当な額に改正することが出来るものとします。尚、改定した場合は、その旨を記載するものとします。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の個人情報を他に漏らさない義務を負うものとします。
- (2) 事業者は、ヘルパーが退職後、在職中知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。
- (3) 事業者は、他の障害福祉サービス事業所、医療機関等の関係機関に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。
- (4) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：00～午後5：30です。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

10. 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対し必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続計画を策定するとともに、研修や訓練等必要な措置を講じます。

11. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者その家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合
- (3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は直ちに身体拘束を解く

12. 虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 損害賠償保険への加入

事業所は、本契約に基づく居宅介護の実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします

事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保 險 名	賠償責任保険
保障の概要	・対人・対物賠償補償　・管理財物　・人格権侵害 ・事故対応費用　・対人見舞費用 ・訪問介護保険サービス賠償責任保証

事業者は、前項の損害賠償責任の履行については、速やかに行うものとします。

利用者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復する責務を負うものとします。尚、損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免出来るものとします。

14. 要望・苦情等相談窓口及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等相談窓口

事業者は、提供した居宅介護に関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

当施設 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者 事務長 田崎 友子・ご利用時間 8:00～ 17:30・電話番号 097-544-8998F A X 097-544-8991・担当者不在の場合は、事務所までお申し出ください。
大分市役所 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none">・電話番号：097-537-5658・F A X：097-537-1411
大分県福祉サービス 運営適正化委員会 (大分県社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none">・電話番号：097-558-0300・F A X：097-559-1635

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・責任者 石井 宏治・ご利用時間 8:00～ 17:30・電話番号 097-544-8998F A X 097-544-8991
------------------	---

15. 契約について

(1) 契約の目的

本契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、事業者が利用者に対して必要な「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)」の趣旨にしたがって居宅介護を提供することに関する内容を定めるものです。

(2) 契約の期間と更新

本契約の契約期間は、令和 年 月 日から障害福祉サービス受給者証に記載された居宅介護の支給決定期間満了日までとします。

本契約は、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合は、更新された

居宅介護の支給決定期間の満了日まで自動的に更新され、以後同様の対応とします。

(3) 契約の終了事由

利用者又は事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約は終了するものとします。

- 1: 利用者が死亡した場合
- 2: 介護給付費の支給決定が終了した場合
- 3: 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
- 4: 事業所の滅失や重大な毀損により、居宅介護の提供が不可能になった場合
- 5: 事業者が指定居宅介護事業の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 6: 12. の(4)もしくは(5)に基づき本契約が解約された場合

(4) 利用者からの契約解除

利用者は、14日以上予告期間をおいて文書により事業者に通知することにより、この契約を解約することが出来るものとします。但し、次の事由に該当する場合は、文書により通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- 1: 事業者が正当な理由なく居宅介護の提供をしない場合
- 2: 事業者が守秘義務に違反した場合
- 3: 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

(5) 事業者からの契約解除

事業者は、やむを得ない理由がある場合には、14日以上予告期間をおいて文書により通知することにより本契約を解約することが出来るものとします。但し、次の事由に該当する場合、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することが出来るものとします。

- 1: 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- 2: 7. に基づき利用者が事業者に支払うべき居宅介護の利用者負担額等を3ヶ月以上滞納し、さらに3ヶ月催促したにもかかわらず、その期限までに支払いがない場合

16. 協議事項

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業者は総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者とは誠意を持って協議するものとします。

指定障害者福祉サービス居宅介護の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：庄の原苑ホームヘルパーステーション

説明者職名： 氏名 印

_____と社会福祉法人温寿会は、運営する庄の原苑ホームヘルパーステーションが提供する指定障害福祉サービスの居宅介護について、前述の通り説明を受け、これに同意し、指定障害福祉サービスの居宅介護の提供及び利用の契約をします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者又は法定代理人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

法定代理人（続柄 _____）

住所

氏名 印

事業者 社会福祉法人 温寿会
庄の原苑ホームヘルパーステーション

(所在地) 大分市大字荏隈字庄の原1798番地

(代表者) 理事長 井上 修二 印